

建築士事務所登録事項変更届

次のとおり登録事項の変更があったので建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）
第 23 条の 5 の規定により届け出ます。

令和	年	月	日	登録第	1234	号
登録番号	一級	二級	木造	登録第	1234	号
登録年月日	平成 30 年		12 月	23 日		
建築士事務所の所在地	愛媛県松山市二番町 4 丁目 1 - 5					
建築士事務所の名称	〇〇					
建築士事務所の電話	089-945-5200					
申請者住所 (法人事務所所在地)	愛媛県松山市二番町 4 丁目 1 - 5				押印不要	
申請者名 (法人名称及び氏名役名)	愛媛建築株式会社 代表取締役 伊予 太郎					

愛媛県指定事務所登録機関

一般社団法人 愛媛県建築士事務所協会 会長 様

変更事項	従前の登録事項	変更後登録事項
建築士事務所	ふりがな 名称	
	所在地 電話	
開設者 (登録申請者)	ふりがな 法人名称又は 個人氏名	変更のあった事項のみ記入
	法人事務所 所在地又は 個人住所	
	役員の氏名 及び役名	<input checked="" type="checkbox"/> 申請者 <input type="checkbox"/> 申請者以外 代表取締役：愛媛 花子 <input type="checkbox"/> 別添名簿参照
管理建築士	ふりがな 氏名	
	登録番号	<input type="checkbox"/> 一級 <input type="checkbox"/> 二級 <input type="checkbox"/> 木造 第 号
その 氏名	<input type="checkbox"/> 別添名簿参照 変更した日を記入	<input type="checkbox"/> 別添名簿参照
変更年月日	令和 2 年 12 月 28 日	

- (注) 1. 変更のあった事項のみ記入してください。
2. □のある欄は、該当する□に印を付けてください。

添付書類（口）

記入例

略 歴 書

登録申請者
管理建築士

〔記入注意〕

- 1. 職歴の欄は、最近のものから順次記入してください。
- 2. 勤務先の欄は、自家営業の場合には自営と記入してください。

管理建築士と登録申請者とが別の場合は=線を記入

ふりがな 氏 名		いよ たろう 伊予 太郎		生年月日	S〇〇年〇月〇〇日
建	<input type="checkbox"/> 一級建築士 <input type="checkbox"/> 木造建築士 <input checked="" type="checkbox"/> 二級建築士 <input type="checkbox"/> な し		登録を受けた 都道府県名 (二級建築士 又は木造建築 士の別)	二級・木造のみ 〇〇県	
	登録番号 第 〇〇〇〇〇 号		いずれかにレ印		
学 歴	年 月 日	学校名及び学科名	卒業・終了・中退の別		
	H〇〇年〇月	〇〇高校〇〇科	学科まで記入 卒 業		
職 歴	期 間	勤 務 先	地 位 ・ 職 名		
	年 月～年 月				
	H〇〇年〇月～現在	愛媛建築株式会社	代表取締役		
	H〇〇年〇月～ H〇〇年〇月	愛媛建築株式会社	取締役		
H〇〇年〇月～ H〇〇年〇月	株式会社 〇〇 〇〇支店	営業			
H〇〇年〇月～ H〇〇年〇月	無 職	学校卒業(修了)以降空白期間のないよう記入			

記入例

誓約書

登録申請者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）及び登録申請者が法人である場合における当該法人の役員を含む。）が下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

令和 年 月 日

愛媛建築株式会社

代表取締役

登録申請者氏名又は名称 伊予 太郎

愛媛県指定事務所登録機関

一般社団法人 愛媛県建築士事務所協会 会長 殿

記

- 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者
- 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者
- 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者
- 建築士法第26条第1項又は第2項の規定により建築士事務所について登録を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、その取消しの原因となつた事実があつた日以前1年以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から起算して5年を経過しないもの）
- 建築士法第26条第2項の規定により建築士事務所の閉鎖の命令を受け、その閉鎖の期間が経過しない者（当該命令を受けた者が法人である場合においては、当該命令の原因となつた事実があつた日以前1年以内にその法人の役員であつた者でその閉鎖の期間が経過しないもの）
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（9において「暴力団員等」という。）
- 精神の機能の障害により建築士事務所の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 建築士事務所について建築士法第24条第1項及び第2項に規定する要件を欠く者
- 禁錮以上の刑に処せられた者（2に該当する者を除く。）
- 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられた者（3に該当する者を除く。）

〔記入注意〕 1 登録申請者が法人である場合には、法人の代表者の氏名を併せて記載してください。
2 2から9まで、11又は12のいずれかに該当するときは、該当事項を抹消し、かつ、上欄にその事実をできるだけ詳細に記入してください。

